

四、住宅科支給の件

會社は夙に従業員達の家庭生活に留意せられ、浦田、川崎両地に社宅を建設せられ、以て従業員達の若しき生活を救済せられ、之れを以て、吾等の衷心より感荷の意を表するものがある。然れども社宅はその数僅少のため、折角のこの美談も一般従業員に均等に及ぼさず、吾等の非常中に遺憾とするものである。願くは此の恩典に於て、従業員に対して相当住宅科を支給せられたし。

運輸課（乗務員）

一、時間外勤務手当改正の件

何れの産業に於ても時間外勤務手当は日給の何割かを増額して支給せられ、之を常とする。時間外勤務手当の割合は賃金に見る。此の制度は当然の制度である。然るに會社の乗務員の時間外勤務手当は従来全十七次平均一を以て支給せられ居るのである。吾等は是れが如何なる計算下に於いて支給せられ居るか了解せしむるものがある。一月三十五日の初仕給を以てして八円の月賞金の日額を加算し八時間を除くときは全二十次余に上るべき

ある。乗務員の平均日給と見ると一月五十九日を以て如上の計算により算出するときは全三十二次に上るのである。これを最初所述へたる理由に依る割増を加算すると実に全三十二次に達するものである。吾等は以上の理由に基き、全三十二次に即時改正せられんことを望むるのである。

二、支線乗務時間算定改正の件

従来支線乗務時間算定法は、手出出勤者の場合は、當該發車駅の發車時間と是れが出勤時間として算出しあり、又手前出勤者は、當該發車着車の時間にて算出しあり。是れは何れも京浜、川崎駅と基順として算出するも妥當なりと信ず。右改正ありし。

三、年功加俸支給制度改正の件

従来乗務員の昇給規定は、在職年数の増加に従ひ逐次昇給率の低下を来し居るのである。就中年功加俸の如きは五年（五円）を最高限度とされ居るのである。是れは一般従業員に在職年数に應ずる生活程度の向上又は範圍の擴大に隨伴せざる不合理なる制度である。